

2024年8月

お客さま 各位

株式会社 みちのく銀行

金利選択型住宅ローン特別約款変更のお知らせ

みちのく銀行は2025年1月に青森銀行との合併およびシステム統合を予定しております。

このシステム統合に伴い、金利選択型住宅ローンの借入利率の適用開始日を変更する必要が生じたため、特約書内「借入利率を変更する場合の変更後借入利率の適用開始日」について、別紙の通り変更させていただきます。

なお、本お知らせは変動金利の見直しにより借入利率が変更となる場合の変更後借入利率の「適用開始日が変更となる」ことについてのお知らせであり、借入利率の変更を通知するものではありません。

また、本変更は毎月返済のみのお客さま、および増額返済併用のお客さまのうち増額返済月を「6月と12月」にご指定のお客さまへの影響はございません。借入利率の変更がある場合には、別途、「返済予定表」の送付によりご案内させていただきます。

お客さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更対象の特別約款

金利選択型住宅ローンに関する下記特約書(1995年12月1日～2011年12月18日締結分)

- (1) 金利選択型住宅ローンに関する特約書
- (2) 金利選択型住宅ローンに関する特約書(全期間金利引下げタイプ用)

2. 変更内容

別紙<新旧対比表>をご参照願います。

3. 変更日

2025年1月1日(水)

4. お客さまのお手続き

お手続きの必要はございません。

以上

別紙<新旧対比表>

新	旧
<p>第2条（借入利率の変更幅の算出および変更日）</p> <p>1. 借入利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は、毎年4月1日、10月1日（以下基準日といいます。）に行うものとし、前回基準日における基準金利の差をもって借入利率を引き上げまたは引き下げするものとします。</p> <p>2. 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次の通りとします。</p> <p>①半年ごとの増額返済を併用しない場合 基準日が4月1日の場合は、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日から、変更後の借入利率を適用するものとします。</p> <p><u>②半年ごとの増額返済を併用する場合</u> <u>基準日以降、最初に到来する増額返済日の翌日から適用するものとします。</u></p>	<p>第2条（借入利率の変更幅の算出および変更日）</p> <p>1. 借入利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は、毎年4月1日、10月1日（以下基準日といいます。）に行うものとし、前回基準日における基準金利の差をもって借入利率を引き上げまたは引き下げするものとします。</p> <p>2. 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次の通りとします。</p> <p>①半年ごとの増額返済を併用しない場合 基準日が4月1日の場合は、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日から、変更後の借入利率を適用するものとします。</p> <p><u>②半年ごとの増額返済を併用する場合</u> <u>毎月返済分は前号に準ずるが、増額返済部分は、基準日以降、最初に到来する増額返済日の翌日から適用するものとします。</u></p>
<p><u>第11条（契約の変更）</u></p> <p><u>1. 貴行は、法令の変更、金利情勢その他の理由により、この契約または借入要綱中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。</u></p> <p><u>2. 貴行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期をウェブサイトへの掲示その他の方法により、周知するものとします。</u></p>	-

※本特別約款の変更は民法548条の4の規定を適用するものとし、「約款の変更を行う場合」の取扱いについても上記変更と併せて追加させていただきます。